

# 保健福祉常任委員会

令和4年3月15日（火）



## 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和4年第1回定例会  
招集日時 令和4年3月15日(火) 午前10時  
招集場所 議場

出席委員 7名  
委 員 長 甲 斐 徳之助  
副 委 員 長 加 川 裕 美  
委 員 柳 井 哲 也  
" 須 藤 京 子  
" 藤 田 尚 美  
" 北 島 登

欠席委員 1名  
委 員 市 川 圭 一

出席説明員  
副 市 長 滝 本 昌 司  
保健福祉部長 内 藤 雪 枝  
保健福祉部次長 飯 野 喜 行  
医療年金課長 石 野 尚 生

議会事務局出席者  
書 記 津 脇 正 晴  
書 記 田 上 洋 子

## 令和4年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 保健福祉常任委員会

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 5号  | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                 |
| 意見書案第1号 | 保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について                  |
| 意見書案第2号 | 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について |

午前10時00分開会

○甲斐委員長 おはようございます。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

市川委員より、委員会欠席の届けがありました。

本日の説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、医療年金課長であります。書記として、津脇さん、田上さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 5号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

意見書案第1号 保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出について

意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について

以上3件であります。

なお、会議録を作成いたしますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後、議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第5号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしく願いいたします。

議案第5号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の内容は、国民健康保険税の賦課方式について、資産割及び平等割による課税を廃止し、所得割と均等割による課税のみとするとともに、その税率などを見直すものです。また、18歳の3月末までの子供について、その均等割額を半額減免とするものでございます。

なお、税率等につきましては、これまで4回にわたり開催いたしました牛久市国民健康保険運営協議会で委員の皆様からいただいた御意見を反映させまして、シミュレーションを数案作成したのから運協委員の皆様が全会一致で決定された案を答申としていただいたものとなっております。

説明は以上です。

○甲斐委員長 これより議案第5号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

牛久市はこれまで4方式、それを2方式に変えるという大転換だと思います。市民の皆様も大きく影響を受けることになると思いますので、その点、何点か質問をさせていただきたいと思います。

もともこの賦課方式を2方式にするというのは、県のほうから、国保、県が主体となって統

一されたときに、県内ばらばらの状況を統一したような賦課方式でという、そういう目指す方向性があった中で、牛久市でも取組をしなければいけないという状況は十分理解しております。その中で、まず先ほども国保運協でこの賦課方式について諮問し、そして全会一致で今回上程された議案が出たということでは理解しておりますけれども、これもまた10月25日に私たち保健福祉常任委員会でもこの件については勉強会を開いて皆様から内容をお伝えいただいたところであるんですけれども、ちょっと時間もたっているということもありまして再度確認したいということで、まず1点目なんですけれども、この負担割合のところ、応能応益6・4で牛久市は決定したということで、この辺委員の皆様ももちろん幾つかのパターンの中からこのシミュレーションを6・4でということを取ったと思うんですけれども、この辺の5・5ではなく6・4になるということの委員の皆様のお意見、それから牛久市の判断、その点についてまず1点伺いたいと思います。

ちょっと委員長、いいですか。全部言ってしまったほうがいいですか、質問の中身を。（「はい」の声あり）

それから、2点目ですけれども、この賦課方式変更によりまして、所得階層別ではどういう影響を受けるかということ、シミュレーションの中では検討されていると思うんですけれども、この影響を受ける世帯というのはどのような世帯になるのかと。特に増額になるようなところですね、それはどういう世帯のところになるのか。それからよく言われているのが、均等割で子供さんが多くいるような多子世帯、そういったところも影響を受けるのではないかなと思うところでもありますけれども、この辺に対してはどういうような配慮というかそういうのがなされたのかということが2点目です。

それから、3点目が、20条のところ、減額ということがありますけれども、この今回での変更点というのは、よく言われるような法定軽減とかそういうのは別といたしまして、どこか今回特に変更した点があるのか。先ほど18歳以下の方々の減額というところが出ていましたけれども、ここに当たるのかどうか、ちょっとその辺も伺いたいと思います。

それから、次に、今回、勉強会のときからその後、県からの全体の総額が変わったということによって、税率も運協の第3回目から4回目の間には税率を上げなければいけないというような、税率ではなく金額ですね、金額ベースでこう変わったという点があると思うんですが、その辺の状況について。

それから、県からの交付金というのは、これまでの交付金の状況とか、金額ベースではなくて交付される状況というのは違いが生じているのかどうかというものがまた一つですね。

それから、あと最後に、大体この3月議会でこの賦課方式は県内の状況と同じように2方式に変わると思うんですけれども、12月議会でももう既に決定しているところもあると思うので、そういう自治体の、ちなみに参考事例といたしましてその税率の比較などがあればちょっとお示しいただきたいなど。牛久市の特性がそれで分かるかもしれないので、お示しいただければと思います。

以上です。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 お答えいたします。

まず、応能応益の割合が6対4に決まった経緯につきましては、委員会はこれまで4回開催いたしました。具体的な率について議論が始まったのは第2回目からでございます。そのときに事務局として当初お示した案では、医療分と後期支援分につきましては6対4、ただし、介護納付金分については5対5という案で出しておりました。これは今までの4方式のときの率、牛久市では応能と応益の割合が大体61%対39%ぐらいだったんですけども、それをあまり崩さない形で参考にしたものです。委員会の中で出ましたのは、子育て世帯は重要だけれども、それよりも優先させるべきは、経済的に弱者と言われる世帯が優先されるべきだろうという御意見をいただきまして、そうであれば、いわゆる所得割の割合を大きくすればするほど低所得者の方から頂く保険料は下がり、さらに高額所得者の方から頂くことでプラスマイナスの調整が取れますので、では全ての医療分、後期分、介護分も含めた割合をそれぞれ6対4にしようということで、事務局として案をつくりました。それ以上になってきますと、もともと国は基本としては5対5だと言っていますので、6対4を超えてくるとそれはそれでちょっと不公平だということで問題が生じてきますので、ぎりぎりのところで6対4と決めております。そして、第3回の委員会で、5対5の場合と6対4にした場合、さらにそれぞれに小学生まで半額、子供軽減半額にした場合、中学生まで半額にした場合、18歳まで半額にした場合、この6パターンをお示ししまして、それぞれ御説明いたしました。中でも所得階層別に増額する世帯数や所得階層別に減額となる世帯数のほうを見比べていただきまして、最終的には200万円以下の低額所得者の中で9,000円以上増額になる世帯はないという唯一の案でありました、第6案と通称で呼んでおりますけれども、その案が決定されたということになってございます。

2番目ですけれども、所得別で影響を受ける世帯、子供多子世帯はという御質問なんですけれども、おっしゃられましたとおり人数が多くなればなるほど均等割という1人当たり幾らという税額が上がりますので、高額になる傾向にはございます。それが子供18歳未満までは半額になりますので、そこで軽減が抑えられるということにはなりますが、ちょっと調べてみましたところ、世帯別では、増額となる世帯で一番多いのはやはり一人世帯、こちらが一番多くて約6割。増額となる世帯数の60%は一人世帯であると。ただし、減額となる世帯のほうを見ましても、一番多いのはやはり一人世帯でありまして、一人世帯の57.8%はまた減額になる。ということは、世帯の数だけで増額、減額が分かれるわけではないと。例えば所得割というのは、固定資産税に対してかける国保税なんですけれども、当然のことながらこれがなくなるということは、これまで土地建物をお持ちで牛久市に固定資産税を納めていた方は、そこに係る課税がなくなる分、減額になる確率が非常に高くなってございます。また、18歳未満のお子様の数も多ければ多いほど減額になる可能性は高くなりますが、一方で、18歳未満の子供が6人いる世帯であっても、二世帯の方が増額になる。子供が5人いる世帯であっても、5世帯の世帯は増額になるというデータもございますので、やはりそれだけではない、その世帯所得の大小こういったものも様々関係してくるのかなと思っております。

次に、法定制限、18歳減、牛久市で変わったところはどこかというところなんですけれども、いわゆる国補助の対象とされているのは、未就学児まで市町村が半額軽減を加えたら、その全額について国は措置すると言っております、市町村によっては未就学児まで全額というところもございましょうし、小学校まで、中学校までといった様々なものがあると思います。牛久市について18歳まで半額というものに決定したには、これは先ほども申し上げましたとおり、そのシミュレーションで出したものが一番増額世帯が抑えられるという結果が出たからです。未就学児まで全額というシミュレーションも事務局ではやったんですけれども、小学生まで、中学生までという限定したところに全額軽減を加えるよりも、18歳までという範囲を広くして半額軽減したほうが増額となる世帯が抑えられるという結論が出ましたので、シミュレーションとして事務局が出した案では全て半額ということで第3回の会議ではさせていただきました。第2回の会議までは、小学校まで全額軽減した場合というシミュレーション案も出したんですけれども、第3回目のときには、半額ということで案のほうはおつくりして出しております。結果、牛久市としては、18歳の3月末まで半額というのが一番低所得者が増額しないというところで、皆様から選んでいただいたことになりました。

10月25日、こちらの議場で開かせていただきました勉強会の後に、県から当初予定していた金額よりも3億円も上乗せされた仮算定という数字が出まして、その後、本算定までの間に県も見直しをかけて、実際はそこまでは上がらなかったんですけれども、それであっても10月の第3回委員会で決定した率、額では賄い切れないということがありましたので、その後、再度試算、シミュレーションのやり直しということを行いました。そのときですけれども、もう既にこの案が一番いいという条件、18歳まで半額ですとか、所得割60%、均等割40%の率で集めるという条件はそのままに、集めさせていただく総額を確保するために、率と額を6対4の割合でそれぞれ薄く引き上げさせていただいたというのが最終案になってございます。これについて県の交付金が何か変わるのかということなんですけれども、茨城県では、来年度から2方式化を導入した市町村に対して、総額5億円をそれぞれの市町村の20歳以下の人数で案分したものを補助金として交付するとなっております。茨城県からの交付金につきましては、調整交付金と名称は違いますが色々ございまして、その中の一つのカテゴリーといいますか分野としてその5億円の枠が確保されて、総額が増えたわけではないんですけれども、ここに重点的に5億円を配分するというやり方で県のほうの補助金の新設されます。それによって、牛久市もその補助金を2方式化にすれば頂ける予定となっております。

最後です。県内自治体の状況なんですけれども、12月の議会で既に2方式化、税率等を決定した自治体が県内に10ございまして、古賀市、下妻市、常総市、取手市、八千代町、五霞町、利根町、城里町、行方市、笠間市、以上の10の自治体なんですけれども、こちら10の自治体の決定されました所得割と均等割の額、率の平均は、所得割が11.16%、均等割の額が5万4,010円となっております。牛久市で今回案として出させていただきました所得割の率は9.42%、均等割の額は4万1,800円でございますので、県内市町村の平均と比べても低い。個別に見たところだと、全てにおいて牛久市のほうが下回っているという状況になってございま

す。

説明は以上です。

○甲斐委員長 ありがとうございます。須藤委員。

○須藤委員 それでは、ちょっとまた質問させていただきます。

今の県内自治体の12月議会までの10市町、「6市4町」の声あり）6市4町、そのペーパーを、議員に配付して……、私がここで要求してしまうのはまずいですか、委員長。

ちょっと、ちょっとお待ちください。

○甲斐委員長 自席にて暫時休憩します。

午前10時20分休憩

---

午前10時21分開議

○甲斐委員長 再開します。須藤委員。

○須藤委員 再度の質問の前に、ちょっと委員長にお願いなんです、今執行部から御説明を受けた国保税率も、12月議会で変更になったところがあるということで、そういう自治体と比べても牛久市は全部の面において低いというようなことを今御説明いただいたんですけども、その資料をもしこちらのほうに頂けるのであれば、議員の皆様にも十分参考になるかなと思うのでよろしくお願ひしたいのですが、よろしいでしょうか。

○甲斐委員長 よろしいと思います。私が聞いたほうがいいかな。

保健福祉委員会委員長として、そのような資料を請求申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。答弁は求めますか、須藤委員、引き続きどうぞ。

○須藤委員 では、ちょっと質問させていただきます。

先ほど、県からの交付金なんですけれども、2方式に変えたところには別枠でということで、これはちなみに牛久市ではどういうふうな金額ベースで入ってくるのかというのは大体分かるんでしょうか。その辺分かればちょっとお示しいただきたいなと思います。

それから、そもそもの賦課方式の6・4、応益応能の負担割合を6・4にしたほうが一番影響を受ける世帯が少ないというようなことだったと思うんですけども、この際に、全体もそうですけれども、一番影響を受けないところが低所得の方々だと理解してよろしいのか、その点を確認させていただきます。

それから、先ほどの減額の面での18歳以下、これも全体の中でのシミュレーションの結果だったということでしたけれども、そのパターンの中で、先ほどもちょっとありましたけども、子供さん全額、未就学児の場合とかいろいろあったわけなんですけれども、18歳以下ということで広く設定したほうが全体の影響力がないということが、これは人数がそういうふうに広がるからそういう形になるのかというようなことで、ちょっともう少しその辺を御説明いただければということです。

それから、あと今後の国保の全体的な財政の流れみたいなものでいうと、今後この税率で賦課していくと、国保財政の中では財調が今後どういう動きになるのかということで、財政的な安定

度というのはどういうふうになるのか、その点も確認したいと思います。

○甲斐委員長 以上ですか。医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、県の交付金についてなんですけれども、この交付金は先ほど申し上げましたとおり、県内市町村の中でこの4方式から2方式に切り替えた市町村にあって20歳以下の人数で案分ということになっております。現在のところ全ての市町村が2方式化になる予定となっておりますので、それによります試算は、牛久市に交付される金額は約1,200万円という試算を出しております。

続きまして、この6対4という応能応益割合、所得割、均等割割合60%、40%で賦課させていただいたときのほうが一番影響が少ないのは低所得者かというところなんですけれども、おっしゃるとおりでございます。第2回目の運協のときに委員の皆様から、増額する世帯がないのが理想であるが、もし増額になるのであれば低所得者に一番配慮した率とすることという御意見をいただきまして、その中で、増額の全体数は上がってしまったとしても、その増額の上がる中で低所得者は上がらないというところに一番注意を払って出したシミュレーションを選んでいただいております。

それから、子供の軽減について、18歳の半額が一番安くなる、増額世帯が少なくなるというところはどうかというような内容の御質問だったかと思うんですけれども、ちょっと正確な数字は今出ないんですけれども、18歳未満の子供の数は1,200ちょっとございまして、未就学児が三百何十人程度なんです。そうしますと、その未就学児を持つ家庭は、一家に子供お一人だとすると、世帯でいうと三百そこそこ。それに対して、もし世帯に1人しか子供がいなかったとすれば、1,200以上の世帯が軽減の恩恵を受けられる。こういったところで、特に子供は所得がないので、所得割は基本的にはゼロ。そうなれば子供の通常かかってくるのは均等割だけなので、その均等割が半額になるということはやはり減額になる傾向が強くなる。そういったところで、年齢は18歳までと広く取ったほうがその恩恵を受けられる世帯数が大きくなるということで、結果、一番低所得者の増額になる世帯が少ないというところにも寄与しているのかなと考えてございます。

それから、最後に財政調整基金なんですけれども、こちらは牛久市ではこれまでずっと一般会計から赤字の繰り出し、国保特会でいうところの赤字の繰入れをもらっておりまして、たまたま29年度だけは単年度赤字の繰り出しがなしという年もあったんですけれども、昨年度令和2年度決算まで毎年1億円から3億円程度の赤字繰り出しをいただいております。そういった一般会計からの赤字の繰入れをもらっている特会にあって、なかなかその基金に積んで蓄えようという発想はできませんで、もし残額が生じたときには年度末にお返しして赤字の繰り出しの金額を極力避けるというやり方をずっとしております。それが基金の積立金というところに至らなかった理由で、金額については平成30年度からずっと5,230万255円、こちらが国保の準備基金の残高でございます。これは30年度末、元年度末、2年度末もずっと1円も変わらず5,243万円という額でずっと来ておりました。ただ、昨年の勉強会のときもあったんですけれども、今後の国保の税を考えたときに、やはり基金である程度の蓄えを持って、将来その国保

税の増額を抑制する、よければまた減額するといった、そういったことに準備が必要だという御意見を議員の皆様からもいただきまして、今回の3月補正で1億2,300万円の積立金の補正計上をさせていただいております。これによります今年度末の基金の残高見込みは、1億7,604万円ということになっております。この基金につきましては、今回案として出させていただいた国保の税については、県が請求金額を上げたときにその全額を国保の税率に加味したのでは、とてもとても耐えられないぐらいの高い国保税率になってしまうということが分かりましたので、本来、令和4年度の当初予算で1億4,000万円程度の基金積立ての当初予算を計上しようと思っていたところなんですけども、そのうち1億1,000万円をやめて、この国保税の抑制に充てております。逆に言いますと、来年度の当初も1億円程度公費から投入しなければ、現在の率が維持できないような格好になっておりますので、今年度末のこの1億7,600万円のうち、1億円程度はもう来年度の抑制のために使う見込みが立っているお金となっております。

説明は以上です。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 今回の賦課方式の変更、それによって税率が変わるだけで、今後の備えというかそういう点では、この賦課方式の変更の中で税率を少し上げるということで将来に備えるというようなことは考えられていたのか。今の財調のほうに積み立てるということ、将来に備えての、医療費が大幅に大きくなったときに県から賦課されてくる牛久市の負担分というものを考えると、後期高齢者になってしまえば後期高齢者医療になるんですけれども、それにしても、高齢化が進む中で医療の発達とともに医療費というのが増大してくるということが考えられるとすると、将来に備えるという意味の中で、今回の賦課方式に影響を与えた部分というのはあるのかどうかということ。言ってる意味が分かりますか。（「はい」の声あり）そういう点では今回の税率の中ではどのように考えられたのかっていう点をお尋ねしたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 この国保税の税率を決めるに当たって幾らの金額を集めるのかという、まずそもそもの話になりますが、これは茨城県から牛久市に請求される納付金が幾らになるのかというところにかかってきます。例えば他市では、茨城県からの請求される納付金を100%国保税収で集めている自治体もあります。牛久市は、国保税収は納付金を100%賄う予定で賦課しているものではなくて、最初から3億円とか、年度によってはもっと大きいお金を公費で充てることで国保の増額を抑制した経緯がございます。今回この納付金については、昨年度、3か年の納付金の見込みを県からいただきまして、その納付金を賄うためにはこれだけの税率で集めさせていただくという、当然公費投入によって抑えた後の数字になりますけれども、その納付金を賄うだけの率と額を算定しておりました。ところが仮算定のときに、茨城県から急に大きなお金が、これまでとは違う見込みの額が出されまして、それ以降、県では向こう3か年の見込みは出さないということで、もう来年度直近の数字しか出さないとなっておりますので、そうなると市町村としては2年後、3年後に茨城県が幾らで請求してくるのかというのはなかなか見込みが難しい。それは、一つには県内の国保の被保険者の医療費、どれだけの方がどんな医療を受けるの

かという、これは誰にも予測ができないところがございますので、なかなか難しい。そういった中で、このコロナ禍により過去2か年医療費がぐっと抑えられていた。今回それがV字回復のように出てきた。これがそのまま増え続けるのか、また小さな山となり下がるのか、それとも高止まりするのか、こういったところはちょっと難しい判断になるとは思っております。こちらの市町村の勝手な判断で、上がるだろうと予想して勝手に税率を上げることはできませんので、現実的などころでは同額で継続するものとして見込み、税率は決定させていただいております。ただ、それであっても、決算等を迎えれば必ず余剰金等は発生しますので、これまでは赤字の繰入れを一般会計からもらっていた過去は、それを少なくする、赤字の繰り出しはよいものではないので戻すということでゼロ円という決算を出しておりましたが、現在はルール、いわゆる法定繰り出しだけしかいただいておりますので、黒字は全額国保の特会で確保できるものであれば将来に備えたいなど、そのように考えてございます。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 今、御説明を伺ってしまして、本当にいろいろ考えてくださった末にこういうことになったんだなというのが、私がこれはどうなんだ、これはどうなんだと今いろいろ申し上げたんですけれども、その中でそういう点も十分踏まえながらいろいろ考えてくださったんだなということで理解いたしました。

それで、一つ最後に確認したいんですが、子供たち18歳以下の税半分に減額という、これは今後の賦課方式2方式になってもそのまま堅持され継続されるのかというところを確認したいと思います。

以上です。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 18歳の3月末までの子供についての半額軽減というのは、今後もずっと継続する予定でございます。

○甲斐委員長 ほかにございますか。北島委員。

○北島委員 この国保税、総額はどれだけで、前年度、今年度と比較してどれだけ多いのかということと、もう一つは、国保税の負担が増額となる世帯の比率、件数、それを教えてください。

それともう一つ、先ほどの須藤議員に対する答弁の中で、私にはちょっと理解できなかった部分があるので詳しく教えてほしいんですが、増となるのは一人世帯で6割、減となるのは一人世帯で57.8%、足したら100を超えるんですけども、ここがちょっと理解できないので丁寧に教えてください。

それともう一つは、今回は最高限度額、これについては変更がないようなんですが、変わるんじゃないか、上がるんじゃないかというようなうわさが、情報もちょっと流れているようなんですけれども、今後の見通しはどうか。

これをお願いします。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、国保の税については、当初予算で比較いたしますと、令和3年度の

当初予算の国保税が15億5,324万4,000円、対しまして令和4年度で予算計上いたしましたのが14億428万2,000円、1億4,896万2,000円の減となっております。

続きまして、増の件数なんですけれども、シミュレーションで求めました増となる世帯の総数は2,100世帯、そして、減額及び増減なしの世帯は9,846世帯となっております。そして、先ほどパーセンテージ合わせて100を超えているのではないかという御意見だったんですけども、この2,100を100%とした増額世帯のうち、世帯、一人世帯から9人世帯までいるんですけども、一番増額するのは一人世帯の60.2%、このときの分母は2,100でございます。そして、減額または増減なしの世帯は9,846世帯なんですけども、これを100、分母とした場合に、増額となる世帯が一人世帯の5,691世帯、57.8%。説明不足でした。大変申し訳ありません。

それから、限度額についてなんですけれども、現在、国保の限度額は99万円となっております。既に御存じのことかと思えますけれども、閣議決定ではもう既に限度額の上限が102万円に引き上げられるとなっております。こちらについては3月の議会での上程を最初は目指していたんですけども、ちょっと国のほうではっきりしない部分もございまして、議会のスケジュール等も加味したところ、3月では間に合わないの、来年度6月に限度額の102万円引上げという議案を出させていただこうかと考えているところです。

以上です。

○甲斐委員長 北島委員。

○北島委員 総額での比較を見ますと減額になるというのに、負担の国保税が増額になるところが多いように感じるんですけども、これはどういうふうになっているのでしょうか。うまく言えません。質問を取り消します。

○甲斐委員長 ほかに御意見等ある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 大丈夫ですか。

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手にて行います。

まず、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構でございます。ありがとうございました。

次に、意見書案第1号、保健所の増設と機能強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第1号について、意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 今回提出された意見書案につきましては、やはりこれは今の保健所の機能として担っている部分、そして人員不足、そしてまたここに書かれておりますように、特に竜ヶ崎保健所管轄は2町かな1市1町かな、今までよりもさらにその担うエリアが広がったということで、特に竜ヶ崎保健所はその負担が増加していると聞き及んでおります。実際、議員さんの中でも新型コロナウイルス感染症に罹患された方が、保健所の対応の大変さというのを間近に感じたというような御感想を聞いております。そう考えると、全国的に保健所の拠点数が減っている中で、茨城に増やせというのはなかなか難しいことはあろうと思うんですけども、そこを変えていかなければいけないのではないかなと思ってます。それで、今の第6波が終わったとしてもまだこれから分からないという状況の中では、アフターコロナを考えてみても、こうした方向性を進めていっていただくよう議会として意見書を提出するということは大変いいことではないかなと考えております。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で意見書案第1号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第2号について、意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 これは手続上どうなるか私にはよく分からないのですが、記として3項目挙げられていますけれども、これはどの内容も非常に求められているし、十分に納得出来ます。その上でもう一つ、これが介護保険料、それから利用料への値上げに結びつかないような措置を講ずることという1項目、もし付け加えられるようだったらそうしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○甲斐委員長 ほかにありますか。副委員長。

○加川副委員長 私も介護職員等の処遇改善については必要であると考えます。また、それがただ利用者の利用料に反映されるといった形ではふさわしくないのかなと考えます。こちらは意見です。

質問なんですけれども、対象職種の拡大ところで、どのようなところまで拡大をと考えられて

いるのかお伺いしたいと思います。（「意見なんですか」の声あり）意見なので、それも明確に  
していただければと。すみません。

○甲斐委員長 暫時休憩をお願いします。

午前10時49分休憩

---

午前10時50分開議

○甲斐委員長 再開します。

○加川副委員長 すみません、意見として、対象職種をある程度明確にしていただけたらよろし  
いかと考えます。

○甲斐委員長 文言の精査ということで。（「はい」の声あり）  
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で意見書案第2号についての意見は終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第2号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたし  
ました。

これもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時52分閉会